

【 リハビリテーション 】

828 脳血管疾患等リハビリテーション料（自閉症スペクトラム障害等）の算定について

《令和8年4月30日》

○ 取扱い

自閉症スペクトラム障害、発達性協同運動障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対するH001脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知※に「リハビリテーションを要する状態であつて、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものとは、脳性麻痺等に伴う先天性の発達障害等の患者」とあり、当該疾患はこれに含まれると考えられる。

以上のことから、自閉症スペクトラム障害、発達性協同運動障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対するH001脳血管疾患等リハビリテーション料の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について